

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

（ 1 ）管理職手当について

管理職手当は、職責に応じ定額とし、その支給月額はその職責に対応する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えてはならないこと。

（ 2 ）扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合または職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき 6,000 円とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。

3 経過措置

この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。